

## 卒業<sup>エックス</sup>5X周年同窓会 開催等案内

### 1 卒業5X周年同窓会について

埼玉大学教育学部同窓会(教友会)では、会員相互の親睦を深め、母校の発展に寄与するため、いろいろな事業を実施してきました。

教友会では、これまで埼玉大学卒業15周年を記念する同窓会と退職時期(還暦のころ)同窓会を実施し、会長が挨拶に伺ったり運営費を補助したりしてきました。

令和2年度からは、教育学部卒業(院修了を含む)後、5年ごとに同窓会を開催できるように事業の見直しを行いました。**開催できる該当学年は、次頁参照。**

埼玉大学教育学部(大学院を含む)を卒業・修了した者は、卒業後5年ごとに、同窓会を開催することができ、教友会から運営費の補助を受けることができます。

開催を希望する該当年度の学年理事は、ご相談の上、事務局に申し込みをしてください。(ただし、開催は義務付けるものではありません。)

※学年理事のお名前は、教友会のホームページ役員名簿欄に掲載しています。

学年理事を希望する方は、記載の学年理事に申し込みをしてください。協議のうえお願いをします。

※同窓会開催年度一覧表も、教友会のホームページ同窓会案内に掲載します。

※次の年度に同窓会の開催順にあたる学年理事の方は、できるだけ6月に開催する総会に出席願います。

### 2 同窓会開催年度

	大学卒業後	年齢(目安)
・卒業5周年同窓会	大学卒業6年め	(28歳)
・卒業10周年同窓会	大学卒業11年め	(33歳)
・卒業15周年同窓会	大学卒業16年め	(38歳)
⋮		
・卒業45周年同窓会	大学卒業46年め	(68歳)
・卒業50周年同窓会	大学卒業51年め	(73歳)
・卒業55周年同窓会	大学卒業56年め	(78歳)

※1年間に、11学年から12学年の割合で実施します。

※ただし、現行の「退職時期同窓会」については、将来定年延長も考えられるため、令和5年度に再度検討します。

### 3 同窓会開催のための手順

(1) 前年度、該当年度の理事に、「来年度、教友会5X周年同窓会の開催学年にあたること」をお知らせします(別紙:同窓会開催年度一覧表)。

○開催年度は、別紙の年度になります。

※開催年度を変更することはできません。

※ただし、コロナ禍にあって、令和2年度、3年度開催に該当していた学年については、例外として令和4年度以降に開催してください。

(2) 開催するかどうかは、学年の理事会で決定してください。

- 学年別同窓会開催場所候補地
  - ブリランテ武蔵野(JR京浜東北線 新都心駅 近く)
  - 埼玉大学生協(埼玉大学 大久保キャンパス内)
  - ワシントンホテル(JR京浜東北線 浦和駅 西口)

※その他、さいたま市内の会場で計画してください。

(3) 「開催計画書」を教友会事務局に送付する。

○前年の10月末日頃までに、学年理事会で決定してください。

※開催を見送る場合も、事務局にお知らせください。

(4) **開催計画書を受領後、学年理事の代表の方にお渡しするもの**

- 通信用の費用として 封筒・切手代等・印刷費用 (印刷代)
- 学年の個人の宛名シール (ただし、名簿登録されている方の分)
- 当日の運営補助として最大で15万円程度の支援をします。

**4 同窓会開催後、報告書の作成**

「教友」に掲載…1 / 2 ページ程度 原稿と写真をご用意願います。

「開催計画書」等  
送付先

開催計画書等 送付先

〒336-0021 さいたま市南区別所 4-2-5 埼玉大学教育学部附属中学校内  
埼玉大学教育学部同窓会(教友会)事務局 (令和2年度 担当 佐藤・二瓶)  
● FAX. 048-865-6484 ● E-Mail fuchu@gr.saitama-u.ac.jp (@:アット)  
※この件についての問い合わせは、ファックスかメールでお願いします。

※10月最終土曜日に開催される埼玉大学ホームカミングデーにご参加ください。

埼玉大学同窓会 (5 学部連合同窓会) との共催で実施します。

(申し込みは、埼玉大学 HP 等で、8 月 1 日ごろ受付を開始します)

**卒業 5X 周年同窓会 開催年度一覧表**

- 5X 周年同窓会は、以下の表のように実施することとし、**開催予定の前年度に**、開催するかどうかを検討してください。
- ※(見方) 平成31年(令和元年)3月卒業の人は、令和6年度に卒業5周年となる。
- 令和4年度の開催は以下のとおりで、平成29年3月、平成24年3月……昭和47年3月卒業の学年理事の方は、令和3年度に、検討を進めてください。
- 同窓会の開催は、原則として該当する年度としますが、令和2年度、令和3年度開催予定の学年のみ、令和4年度以降に実施可能とします。ただし、新型コロナウイルス感染症の終息が長引く場合には、その時点で検討します。

卒業後 5X 周年	令和3年度 2021年	令和4年度 2022年	令和5年度 2023年	令和6年度 2024年	令和7年度 2025年	備 考
5 周年	平成28年3月卒	平成29年3月卒	平成30年3月卒	平成31年3月卒	令和2年3月卒	
10周年	平成23年3月卒	平成24年3月卒	平成25年3月卒	平成26年3月卒	令和27年3月卒	
15周年	平成18年3月卒	平成19年3月卒	平成20年3月卒	平成21年3月卒	平成22年3月卒	
20周年	平成13年3月卒	平成14年3月卒	平成15年3月卒	平成16年3月卒	平成17年3月卒	
25周年	平成8年3月卒	平成9年3月卒	平成10年3月卒	平成11年3月卒	平成12年3月卒	
30周年	平成3年3月卒	平成4年3月卒	平成5年3月卒	平成6年3月卒	平成7年3月卒	
35周年	昭和61年3月卒	昭和62年3月卒	昭和63年3月卒	平成元年3月卒	平成2年3月卒	
退職時期	昭和58年3月卒	昭和59年3月卒	昭和60年3月卒	昭和61年3月卒	昭和62年3月卒	定年延長に伴い、 今後検討します
40周年	昭和56年3月卒	昭和57年3月卒	昭和58年3月卒	昭和59年3月卒	昭和60年3月卒	
45周年	昭和51年3月卒	昭和52年3月卒	昭和53年3月卒	昭和54年3月卒	昭和55年3月卒	
50周年	昭和46年3月卒	昭和47年3月卒	昭和48年3月卒	昭和49年3月卒	昭和50年3月卒	
55周年	——	——	昭和43年3月卒	昭和44年3月卒	昭和45年3月卒	

※人事院 平成30年8月「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法の改訂について…」

- ・ 定年延長については、今後2021年から、3年ごとに1歳ずつ延長となる予定でしたが、法改正が遅れたため、未定となりました。
- ・ 退職時期同窓会の開催及び前後の同窓会については、今後検討します。(字消しの部分は、その関係です)